

初山別村総合振興計画等作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

初山別村(以下「村」という。)では、現行の初山別村第7期総合振興計画策定支援業務が令和2年度をもって終了する。

総合計画の策定にあたっては、広範にわたる基礎データの収集解析や村民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析や計画案起案の豊富な経験と高い専門知識を有する事業者へ委託することとし、事業者の選定のため、提案された企画書等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

初山別村総合振興計画等作成業務

(2) 業務内容

「初山別村総合振興計画等作成業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和3年3月15日(月)までとする。

(4) 委託契約上限額

6,545,000 円(消費税含む)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 現在までにおいて、自治体が
- (2) 発注した本業務と同種のまちづくり計画等業務の受託実績を過去10年間に有していること。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく村の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. 関係資料等配布方法

(1) 配布資料

- ① 次期総合計画等の策定について
- ② 初山別村総合振興等計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)
- ③ 初山別村総合振興計画等作成業務 仕様書(以下、「仕様書」という。)
- ④ 初山別村総合振興計画等作成業務 企画提案書作成要領(以下、「作成要領」という。)
- ⑤ 初山別村総合振興計画等作成業務 公募型プロポーザル様式(以下、「様式」という。)

(2) 配布方法

初山別村ホームページから入手すること。

6. プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する者は、令和2年4月15日(水)17時までに、下記①～③の書類を持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)により「14. 提出先(事務局)」まで提出すること。

- ① 参加意向表明書(様式1) 1部
- ② 会社概要書(様式2) 1部
- ③ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

7. 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書(様式4)を「14. 提出先(事務局)」まで提出すること。

(1) 提出方法

原則電子メールにより受け付ける。

(2) 提出期間

令和2年4月10日(金)17時まで

(3) 回答方法

参加意向表明書の提出のあったすべての会社に対し、令和2年4月13日(月)までに電子メールで随時回答する。

8. 企画提案書等の提出

参加意向表明書を提出した会社は、令和2年4月24日(金)17時までに、下記①から③の書類を持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)により「14. 提出先(事務局)」まで提出すること。

なお、書類作成については、仕様書及び作成要領に基づき作成すること。

- ① 企画提案書表紙(様式5)
- ② 企画提案書(様式任意)
- ③ 参考見積書(様式6)

9. 選定方法

提出された書類の内容を審査要領に基づき、初山別村で構成する選定委員会において審査を行い、評価が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

10. 審査項目

提出された書類と内容について、以下の項目で評価を行う。

- ① 業務実績(10点)

- ② 企画提案の内容(75点)
- ③ 体制・スケジュール(10点)
- ④ コスト(5点)

11. 審査結果の通知

審査終了後、提案者全員に対して文書にて審査結果を通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じないものとする。

12. 主なスケジュール(予定)

項 番	手続き等	期限等
1	プロポーザル参加表明の提出	令和 2年 4月15日(水)
2	質問の受付	令和 2年 4月10日(金)
3	質問の回答	令和 2年 4月13日(月)
4	企画提案書提出締切	令和 2年 4月24日(金)
5	審査結果の通知	令和 2年 5月 1日(金)予定
6	契約手続	令和 2年 5月11日(月)予定

13. 提出先(事務局)

〒078-4492 北海道苫前郡初山別村96番地1

初山別村役場 企画振興室企画振興係 (担当:山崎・佐藤)

電 話: (0164)67-2211 FAX: (0164)67-2298

E-mail: soumu.kikaku@vill.shosanbetsu.lg.jp

14. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用する事ができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については初山別村事務局が定める。